

広報 ほうじょう

昭和 47年 11月

発行所 方城町

印刷所 佐々木印刷所

方城町の人口

(11月1日現在)

人	口	7.652	人
	男	3.690	人
	女	3.962	人
世帯	数	2.071	戸

香典返しのお礼

故 村上ナツノ殿の逝去により村上利雄氏から 方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。

故 高津アキノ殿の逝去により高津順氏から 方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。



方城町常会体育大会
11月12日(於)町民グラウンド

故 仲村治吉殿の逝去により 故 佐々木勝殿逝去により 仲村利積氏から 方城町 佐々木友江氏から 方城町 社会福祉協議会に寄贈して 社会福祉協議会に寄贈して いただきました。

狩猟者のみなさんへ

狩猟期間中に 猟銃による 人身事故や盗難にからならないよう次の事項を厳守しましょう。

- 1 猟銃及び同実包の保管
取扱い
- 2 銃やたまは絶対他人には貸さない
- 3 銃やたまを車の座席に置いたり トランクに入れたまま車をはなれない

- ① たまを抜き 銃は分解し たまは別々に保管する
- ④ 猟に行き旅館などに泊する際は機関部を分解して保管するなど特に気を付けて保管する

心配ごと相談について

- 1 戸籍上の問題について
 - 2 土地境界線問題
 - 3 離婚について難問題
 - 4 婦人問題について色々な職場及母子寮について
 - 5 交通事故被害者加害者等のなやみごと相談
 - 6 行政上について相談
 - 7 家庭内の人権問題等
- 毎月一回第二木曜日午前10時より午後三時まで役場青年婦人研修所裏の控室に於て相談を受けておりますので利用下さい
- 8 生活保護問題の指導
9 その他色々なことのある方はお相談下さい
以上は御心配は決して外部に御心配はいたしません
- 二相談員について
田川法務局長
行政委員 桑野実生氏
人権委員 白石鎮男氏
母子婦人 田川福祉
佐竹女子

つける

2 猟銃の携帯 運搬

① 猟場以外の場所では銃にたまをこめない

② 銃を持運びするときはおおいをかぶせるか容器に入れる

③ 銃を手にしたときはたまの装てんの有無を確かめ銃口は絶対他人にむけない

④ うつときはまず矢先を確認する とくにグルーブでの狩猟はお互いの所在を確かめよう

3 猟銃用火薬類の取扱い
たまは必要なだけそのつど購入し 残弾がないようにする もし残弾がある場合には堅固な保管設備に施銃して保管する。

援護関係についてお知らせ
一次の方々は一時恩給および一時扶助料が支給されます
1 旧軍人として現役や召集によつて入隊してから引続いて三年以上七年末満の实在職年がある

援護関係について
お知らせします
者で下士官以上としての在職年が加算を含めて一年以上の者
2 一時扶助料とは本人が在隊中または退職後に平病死した場合その軍人の遺族二特別弔慰金の支給拡大次のような方は三万円(十年均等償還)です

1 昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権があつて四十七年四月一日まで遺族年金等をもつていた遺族が死亡又は妻が他の者と婚姻したことにより戦没者年金等がもらえなくなつた者の祖父母兄弟姉妹等が今度請求が出る

1 昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権があつて四十七年四月一日まで遺族年金等をもつていた遺族が死亡又は妻が他の者と婚姻したことにより戦没者年金等がもらえなくなつた者の祖父母兄弟姉妹等が今度請求が出る

1 昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権があつて四十七年四月一日まで遺族年金等をもつていた遺族が死亡又は妻が他の者と婚姻したことにより戦没者年金等がもらえなくなつた者の祖父母兄弟姉妹等が今度請求が出る

人

軍

旧

援護関係について
お知らせします
者で下士官以上としての在職年が加算を含めて一年以上の者
2 一時扶助料とは本人が在隊中または退職後に平病死した場合その軍人の遺族二特別弔慰金の支給拡大次のような方は三万円(十年均等償還)です

1 昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権があつて四十七年四月一日まで遺族年金等をもつていた遺族が死亡又は妻が他の者と婚姻したことにより戦没者年金等がもらえなくなつた者の祖父母兄弟姉妹等が今度請求が出る

1 昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権があつて四十七年四月一日まで遺族年金等をもつていた遺族が死亡又は妻が他の者と婚姻したことにより戦没者年金等がもらえなくなつた者の祖父母兄弟姉妹等が今度請求が出る

1 昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権があつて四十七年四月一日まで遺族年金等をもつていた遺族が死亡又は妻が他の者と婚姻したことにより戦没者年金等がもらえなくなつた者の祖父母兄弟姉妹等が今度請求が出る